

○ 「ハローワーク業務の地方自治体との一体的実施」についての提案について

提案 「ジョブカフェやまなし」に職業紹介業務を付加（移管）し、県の業務指揮の下に、若年者の就職支援のためのワンストップ・サービス・センターとしての一体的実施を図り、利用者の利便性を向上させる。（現状のヤングハローワーク併設から、ヤングハローワークの県への移譲。）

併せて、県単独で実施している新卒者就職支援事業（求人開拓や合同就職面接会の開催等）にハローワーク機能を付加することにより、新卒者の利便性を向上させる。（現状、ヤングハローワークが兼ねている「新卒応援ハローワーク」の機能を県に移譲。）

また、県の産業振興策の一環として、各産業団体と連携しながら進めている、「ものづくり若年人材の確保支援」や「中小企業新卒人材採用支援事業」にハローワーク機能を付加することにより、県事業の実効性を高め、求職者の利便性を向上させる。（ヤングハローワーク及び新卒応援ハローワークの県への移譲）。

1 提案内容

県内の有効求人倍率は0.6倍台で推移するなど、依然として厳しい状況。

特に新卒者の雇用情勢は「超氷河期」とよばれるほど就職難が深刻化。

学生が卒業時に就職できないとフリーター等になってしまう確率が高く、社会にとっても損失。

一方、中小企業では優秀な若年者の人材採用ニーズが高いものの、学生等が安定志向や県内中小企業の情報を知らないことなどから、県内中小企業への就職希望が少ないなど、雇用のミスマッチも発生。

このため、本県の産業振興策の一環として、また本県の次代を担う若者の県内就職を促進する観点からの若年者の就職支援対策は重要な課題。

山梨県が若年者の就職支援のために設置・運営する「ジョブカフェやまなし」では、甲府公共職業安定所の1セクションである「ヤングハローワーク（「新卒応援ハローワーク」も兼ねる）」が併設されているが、「併設」という別組織であるため、若年者の就職支援のためのワンストップ・サービス・センターとしての機能が十分に発揮されていないのが実情。

このため、「ジョブカフェやまなし」に、職業紹介機能の付加（現状併設の「ヤングハローワーク」機能の県への移譲）により、県の主導のもとで、キャリア・カウンセリングから職業紹介まで、一体的に業務を実施することにより、利用者の利便性を向上させ、就職支援の実効性を高めていく。

更に、県の行う新卒者の就職支援施策（求人開拓や合同就職面接会の開催等）についても、ハローワーク機能の付加（具体的には、現状「ヤングハローワーク」が兼ねている「新卒応援ハローワーク」機能の県への移譲）により、県が商工団体の協力を得て実施している求人開拓、面接会参加企業の募集及び合同就職面接会の開催事業において、職業紹介までの実施が可能となり、新卒者の利便性を向上させ、就職支援の実効性を高めていく。

また、県内の産業団体と連携し、県が産業振興施策の一環として実施する「ものづくり(若年)人材の確保支援」や「中小企業新卒人材採用支援事業」に、ハローワーク機能を付加することで、職業紹介まで含めた一体的な事業推進を図ることが可能となり、求職者の利便性を向上させるとともに、県内中小企業をはじめとする産業界にとっても、効率的で実効性のある対策の推進に結びつけていく。（具体的には、「ヤングハローワーク」及び「新卒応援ハローワーク」の県への移譲により、この機能を県が持つことが可能となる。）

2 提案の効果

○ 「併設」であることの課題の解消により、利用者の利便性の向上、若年者に対する県の支援策の円滑な推進、国の施策との効率的な連携を図ることができる。

適職診断・キャリアカウンセリングから、職業紹介まで真に一体的業務実施の確保は、利用者の利便性の向上にとって重要。

（併設であることの課題点）

ジョブカフェは県（労政雇用課）の業務運営、ヤングハローワークは甲府公共職業安定所の業務運営のため、県の業務指揮はヤングハローワークには及ばず、利用者からは、一体的業務実施による利便性の向上が強く求められている。

・ジョブカフェ： 関係情報の提供、適職診断、キャリア・カウンセリング
県の実施する「企業説明会」

・ヤングハローワーク：職業紹介等

※ ジョブカフェでは、キャリア・カウンセリングの状況表をヤングハローワーク側に提供して引き継いでいるが、ヤングハローワーク側からは就職相談・職業紹介の結果等が守秘義務ということで戻ってこないなど、利用者にとっても、一体的な支援とはなっていない状況がある。

※ ヤングハローワークに配置されている大卒・高卒ジョブサポーターに、県の業務指揮が及ばないため、求人開拓や県の実施する就職面接会との具体的な連携が不十分であり、利用者のニーズに充分応えられていない。

○ 県が設置しているジョブカフェに職業紹介機能が付加（「ヤングハローワーク」及び「新卒応援ハローワーク」の県への移譲）により、県の実施している新卒者就職支援事業、中小企業新卒人材採用支援事業等についても、職業紹介機能まで持った一体的な対応が可能となり、より実効性のある就職支援対策が実施できる。

3 ショブカフェの現状規模

○ ショブカフェやまなし（県：6名）

センター長：1名（労政雇用課正規職員）

専門員：1名（ // 再任用職員）

受付：1名（ // 臨時職員）

カウンセラー：3名（委託会社）

※ 他に雇用能力開発機構が定期的に派遣するアドバイザー1名

○ ヤングハローワーク（新卒応援ハローワークも兼ねる。）（国：13名）

内部管理業務：3名（甲府公共職業安定所正規職員3名）

若年者相談員：2名（ // 嘱託職員）

高卒ジョブサポーター：3名（ // 嘱託職員）

大卒ジョブサポーター：4名（ // 嘱託職員）

外国人対応相談員：1名（ // 嘱託職員）

○ 来所者の状況

年度	延べ来所者	うちヤングハローワーク利用
H20	5,655人	3,401人
H21	33,512人	22,721人
H22（1月まで）	24,562人	18,019人

4 課題等

○ 要員について

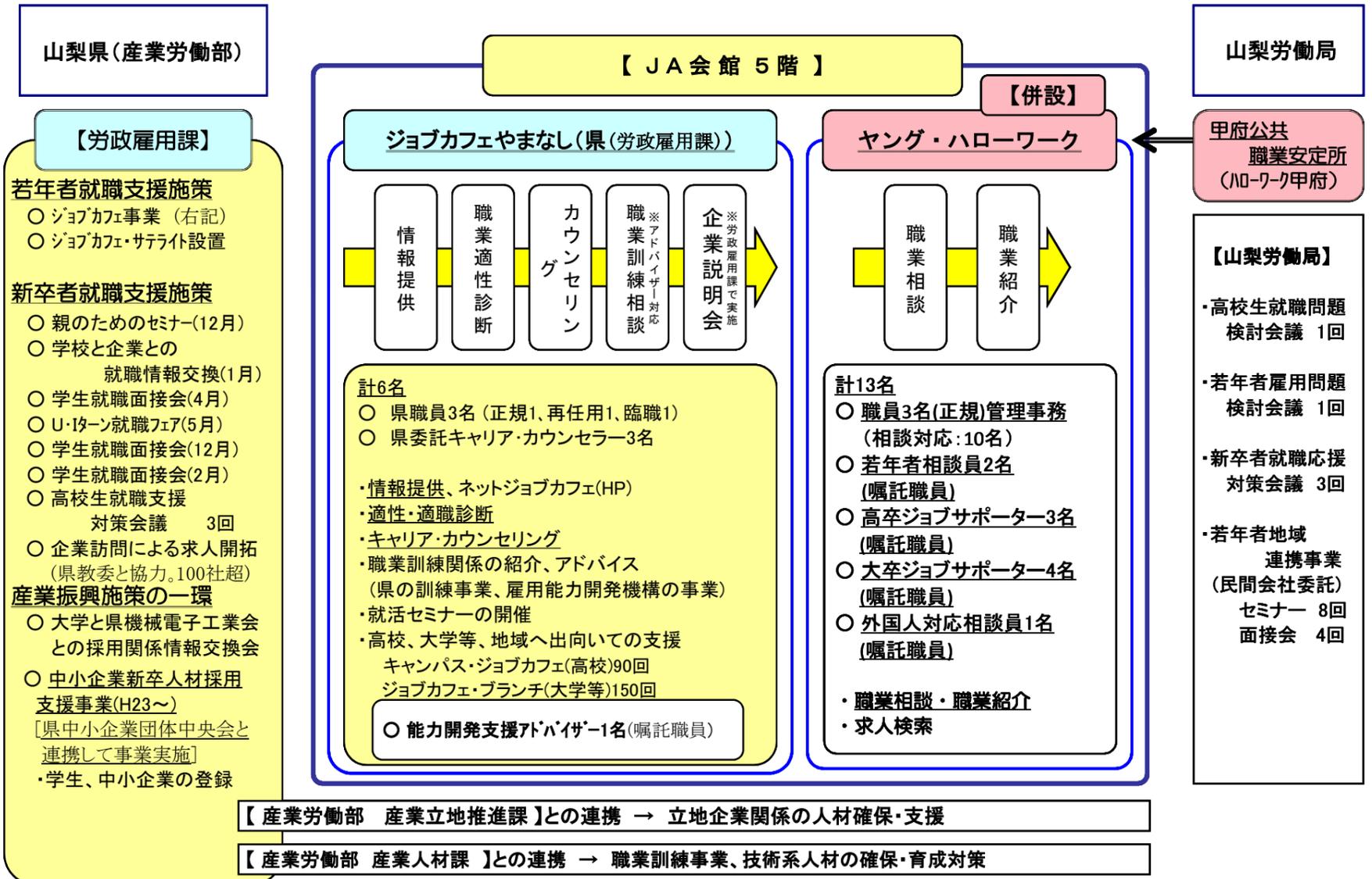
実施にあたっては、所要経費に係る財源措置があれば、県で対応が可能。

5 今後のスケジュール等

- この提案により、職業紹介機能が一部移管された実績を踏まえて、平成26年度までに甲府公共職業安定所の全事務・事業の移管を行うこととする。

現状

○若年者就職支援 ワンストップサービスセンター（ジョブカフェやまなし）[H23ベース]

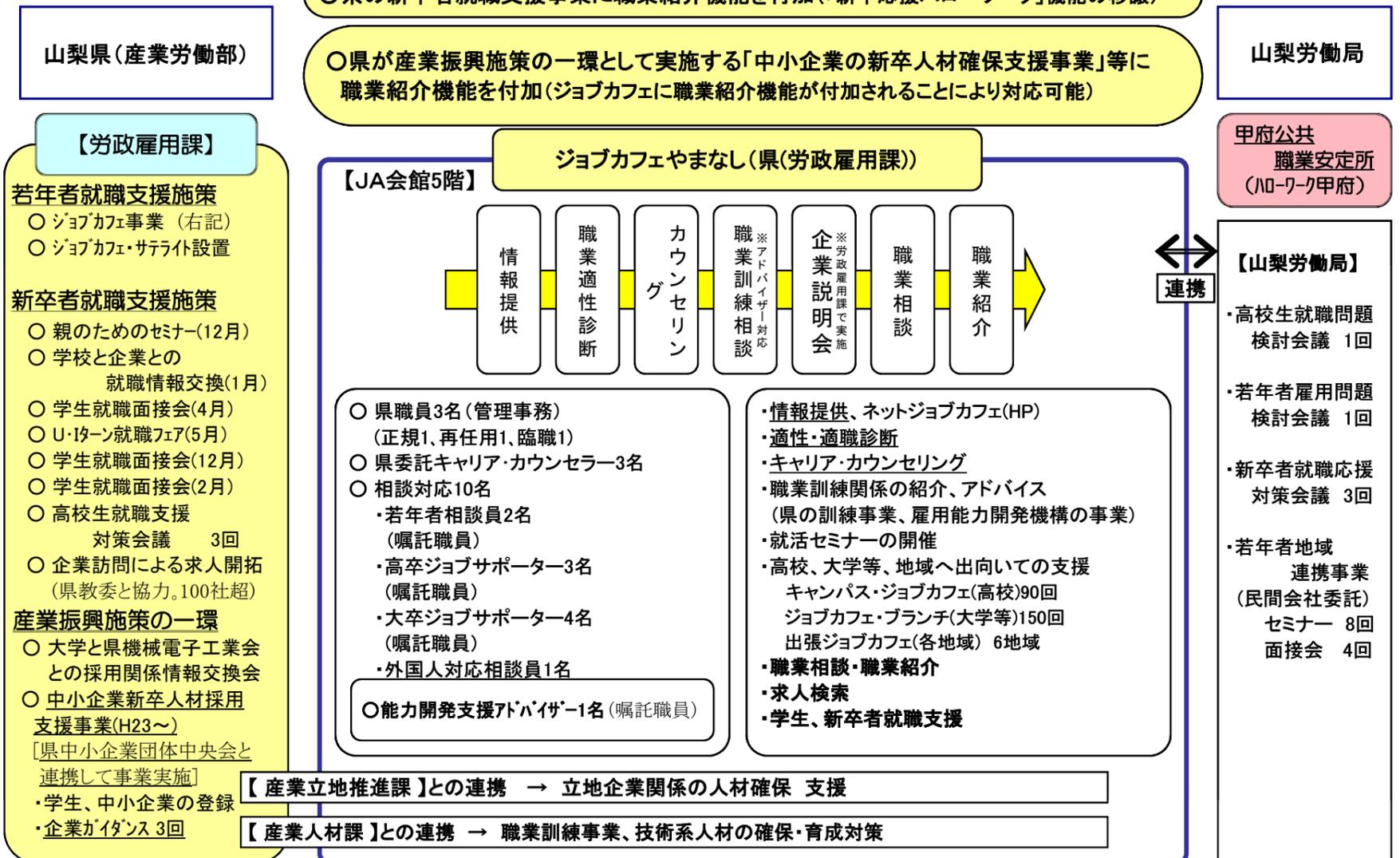


移譲後

○ジョブカフェに職業紹介機能を付加(併設の「ヤングハローワーク」機能の移譲)

○県の新卒者就職支援事業に職業紹介機能を付加(「新卒応援ハローワーク」機能の移譲)

○県が産業振興施策の一環として実施する「中小企業の新卒人材確保支援事業」等に職業紹介機能を付加(ジョブカフェに職業紹介機能が付加されることにより対応可能)



「アクション・プランを実現するための提案」について（追加提案）

1 提案の趣旨

アクション・プランを実現するための提案については、平成23年3月31日付け知政第1147号（別紙）で提案したところであるが、厳しい経済雇用情勢に即応し、利用者である地域住民の利便性を向上させる観点から、ワンストップサービスの拡大・提供をするため、次のとおり追加提案する。

2 追加提案の概要（資料1）

- (1) 山梨県では、平成21年度から「ジョブカフェやまなし」と「山梨県求職者総合支援センター」を併設し、「やまなし・しごと・プラザ」として、全ての年齢層の就職を総合的に支援しているところであるが、利用者の利便性を向上させる観点から、現在の「ハローワーク・コーナー」に、求職者支援制度の手続きや求人業務などを付加する。
- (2) 併せて、山梨県では、ジョブカフェやまなしへの求人開拓員の配置や企業、新入社員双方を対象とした定着支援策の実施など、若年者の就業支援を強化する。
- (3) これらの業務の運営に当たっては、国の雇用政策等と県の雇用就業支援策との整合を図るとともに、利用者のニーズに応えられるよう、山梨県、山梨労働局、連合山梨、県経営者協会等による運営協議会を新設し、運営方針を決定する。

3 付加を求めるハローワークコーナーの業務（資料2）

現在のハローワークコーナーが提供する「職業紹介に係る業務」に加え、次の業務を付加し、一体的な実施を行うことにより、「やまなし・しごと・プラザ」がより利用者のニーズに沿ったワンストップサービスを提供できる総合就職支援拠点とする。

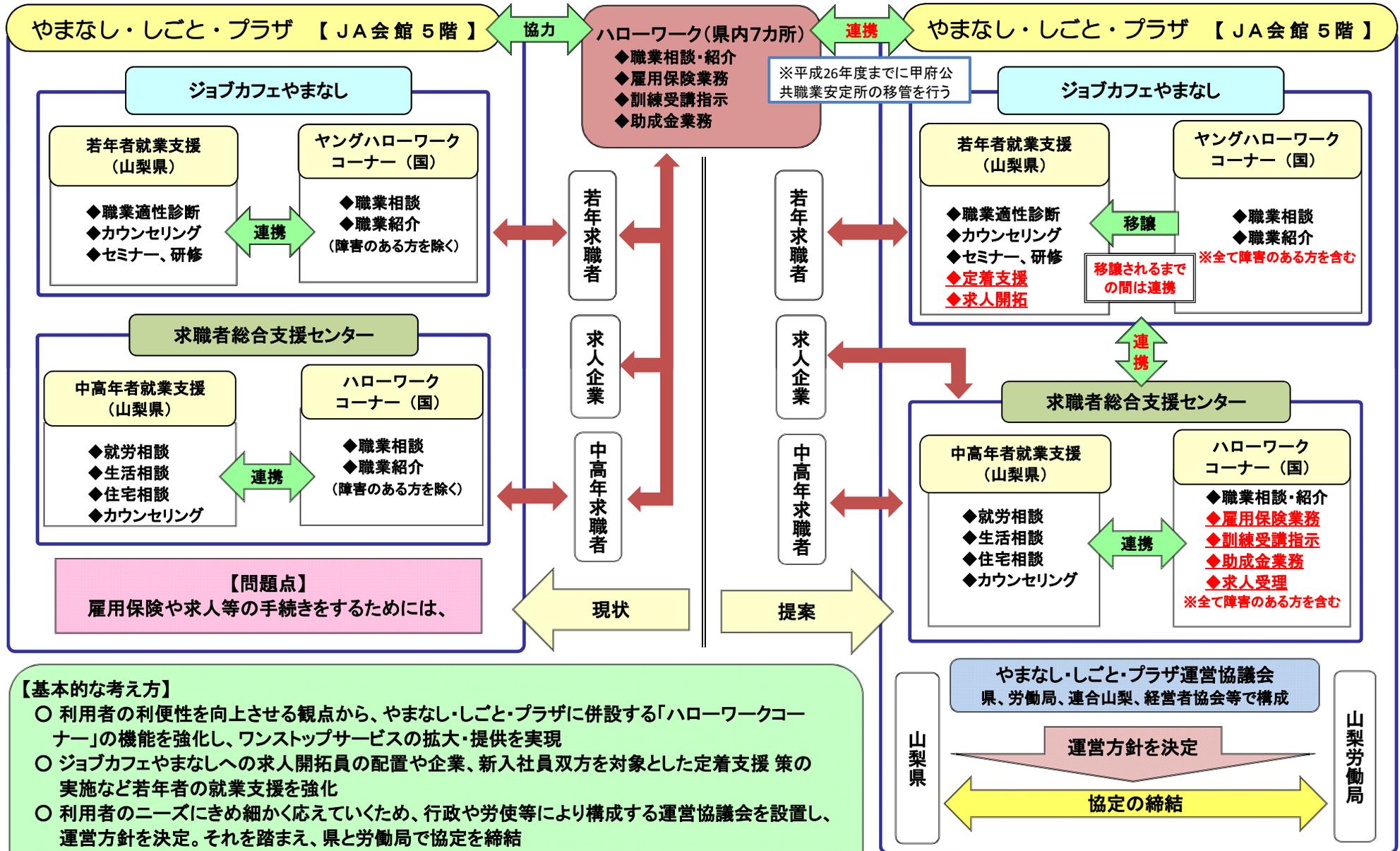
- ①雇用保険に係る業務
- ②職業訓練の受講指示等に係る業務
- ③各種助成金の支給等に係る業務
- ④求人の受理等に係る業務
- ⑤障害のある方に対する職業紹介業務

4 実施の効果

今回の提案により、利用者の利便性の向上を図るとともに、既に提案している「ジョブカフェやまなし」への併設ヤングハローワークの権限移譲の円滑な実施を目指す。

「一体的実施」に係る提案のイメージ

資料1



「ハローワークコーナー」に付加する業務

資料2

区 分		業 務 内 容	現 状	提 案	
				付加対象	管轄地
求職者 向け業務	求職者 対応業務	・職業紹介	・職業相談	○	○
			・職業紹介	○	○
			・求職者開拓		○
		・職業指導	・職業指導	○	○
			・適性検査		○
			・訓練のあつせん	・受講指示	
	・受講推薦			○	
	雇用保険 給付業務	・その他	・職業転換給付金の支給		○
			・地方公務員退職者の失業認定		○
			・求職者支援制度の手続き		○
			・中卒就職希望者の職業相談		○
		・審査業務	・資格決定		○
			・失業認定		○
		・給付業務	・給付決定		○
			・各種手当支給		○
	・不正受給業務	・調査 ・決定			
		・防止 ・啓発			
	・政府職員退職者の認定・支給				
	日雇給付 業務	・適用業務	・印紙購入通帳交付		
			・事業主指導		
・給付業務		・資格決定			
		・失業認定			
	・給付金支給				
事業所 向け業務	・求人業務 (一般・学卒)	・求人受理		○	
		・充足計画の策定		○	
		・求人開拓		○	
		・雇用促進税制業務			
	・助成金業務	・申請受理		○	
		・支給決定		○	
	・事業所指導	・法定雇用率			
		・定年延長			
		・再就職援助計画			
		・大量雇用変動			
		・公正採用選考			
		・内定取り消し 均等法関係など			
	雇用保険 適用業務	・適用業務	・適用指導		
			・事務組合業務		
			・労働保険業務		
		・得喪業務	・取得手続き		○
・離職票交付				○	
・継続給付業務		・資格決定		○	
	・支給決定		○		
その他	・債権管理業務	・債権決定			
		・督促			
		・債権回収			

無し